

中小事業主、運送業・建設業の一人親方、海外派遣者など
労災保険に特別加入している皆さま、これから特別加入をお考えの皆さまへ

労災保険の「特別加入」の加入・脱退などの 手続き期間が10月1日から広がりました！

労災保険の「特別加入」に新規で加入する場合の加入承認日は、

《改正前》

「申請日の翌日から14日以内で申請者が加入を希望する日」でした。

《改正後・平成26年10月1日以降》

「申請日の翌日から30日以内で申請者が加入を希望する日」に変わりました。
業務内容などの変更・脱退についても同様の取扱いとなります。

なお、脱退の場合のみ、当日の手続きも可能です。

給付基礎日額変更の事前申請は、

《改正前》

3月18日から3月31日までの14日間で手続きが可能でした。

《改正後》

3月2日から3月31日までの30日間で手続きができるようになりました。

給付基礎日額の変更を検討されている方へのご案内

翌年度の給付基礎日額の変更を検討されている方は、3月の事前申請をお勧めします。

- ◆給付基礎日額の変更の事前申請とは、労災保険に特別加入している人に翌年度適用される給付基礎日額を変更するための申請を年度末（3月）に行うことをいいます。
- ◆給付基礎日額の変更は、「労働保険年度更新」期間（平成27年6月1日から7月10日まで）にも行うことができますが、平成27年4月1日から申告書提出日までの間に万が一被災された場合には、27年度には給付基礎日額を変更することはできません。

※参考

労災保険の特別加入制度とは、労働者以外の方のうち、業務の実態や、災害の発生状況からみて、労働者に準じて保護することがふさわしいと見なされる人に、一定の要件の下に労災保険に特別に加入することを認めている制度です。

ご不明な点は滋賀労働局労働保険徴収室、労働基準監督署へお問い合わせ下さい。

滋賀労働局労働保険徴収室 ☎ 077-522-6520 大津労働基準監督署 ☎ 077-522-6641
彦根労働基準監督署 ☎ 0749-22-0654 東近江労働基準監督署 ☎ 0748-22-0394